

令和3年度「歳末たすけあい募金助成」助成要項  
【令和3年度募金財源による令和3年度事業費助成】

**1. 目的**

共同募金の財源をもとに、地域課題の解決のための活動や福祉の推進のための活動など、田上町の地域福祉の発展のため「自分の町を良くする仕組み」として地域の福祉活動を支援する。

**※ 歳末期間に行う事業に対して助成する。**

**2. 対象団体**

田上町内を活動範囲とし、赤い羽根共同募金の主旨について理解・共感し、この運動に積極的に協力する団体とする。

自治会、学校、幼稚園、幼稚園、福祉団体、ボランティアグループ、NPO法人等

**3. 対象事業**

地域福祉活動を推進とする組織を助成対象とし、町民の善意である募金を活用しても良いと判断できる活動とする。

- ・自治会等が行う小地域での福祉推進のための活動費
- ・地域福祉を目的とした福祉団体やボランティア団体等の活動費
- ・社会福祉の増進に寄与するものとして当会が認めた事業

**4. 助成の対象とならないもの**

- ・国・及び地方公共団体が経営するもの
- ・会員・構成員の親睦を目的としたもの
- ・営利を目的とする事業
- ・経営の状況が地域から信頼されていない団体
- ・共同募金との重複感を与えるような寄附金の募集をしようとするもの
- ・町や社協等、他から助成を受けている事業
- ・「共同募金会の助成金」以外の収入が期待でき、これによって当該活動の事業が実施できるもの
- ・施設整備や備品整備のみを目的とした事業
- ・団体の管理、運営費及び人件費
- ・その他助成審査会にて不適切と認められる事業及び経費

**※ 助成において対象となる経費は、事業を実施するにあたり直接必要となる経費とします。**

**5. 対象事業の実施年度**

令和3年度（令和3年11月～令和4年3月までに実施する事業）

## 6. 応募方法及び配分決定時期

- ・応募方法： 申請書に必要書類を添付し当会に提出。（平日 8：30～17：30まで）
- ・申請締切： 令和3年4月23日（金）
- ・助成決定時期： 令和4年3月（助成審査委員会で審査を行い助成額を決定します。）
  - ※ 審査等によって、減額や助成を行わない場合があります。
  - ※ 募金実績額により申請額よりも減額助成となる場合があります。
- ・助成額の交付、助成決定通知書の送付 令和4年3月

## 7. 助成に関する広報

- ・助成を受けた時は、本会が指定する助成標示を行うことを条件とする。  
パンフレット・資料等の印刷物に助成の明示、指定のステッカー張付け（決定後配付）
- ・助成決定の場合、広報の一環として広報誌やチラシ、ホームページに掲載する場合がある。

## 8. 問合せ・申込み先

田上町共同募金委員会

担当：番場

〒959-1503

田上町大字原ヶ崎新田3071番地

電話：0256-57-5877